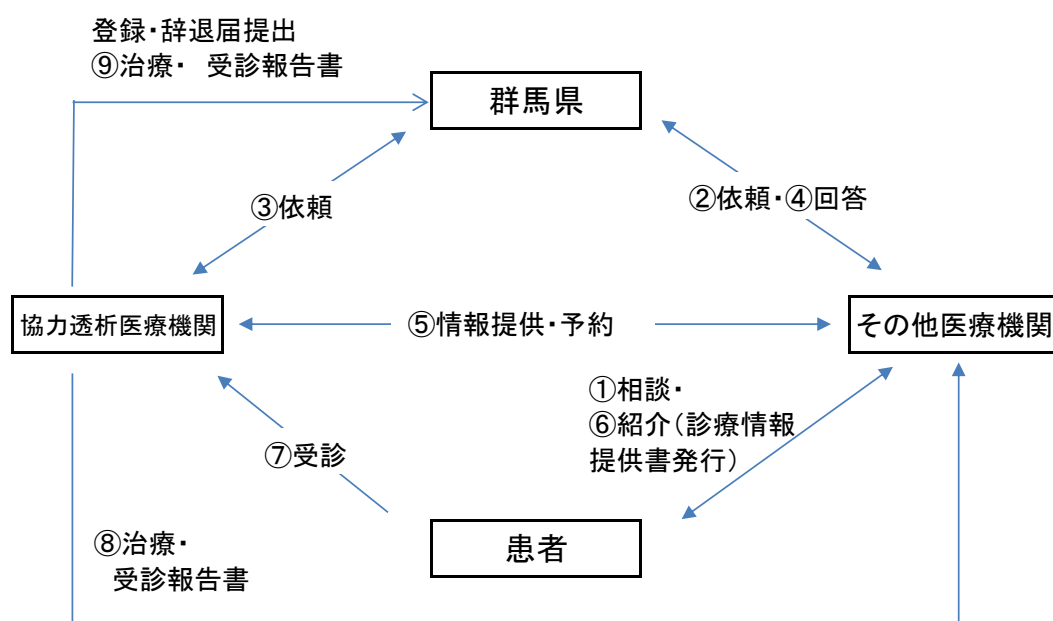


- ① 拠点病院が患者から地域での透析医療の希望を受ける。または、拠点病院は患者へ地域での透析治療について勧奨し、同意を得る。
- ② 拠点病院は、患者の希望内容に基づき、リストから適切な協力透析医療機関を選択し、依頼する。(注)患者へのリストの提供は行わない。
- ③ 依頼を受けた協力透析医療機関は、拠点病院から患者情報の提供を受け、受診日について調整する。
- ④ 拠点病院は患者に対して、診療情報提供書(様式5号)又は同等内容の診療情報提供書を発行する。
- ⑤ 患者は、④の診療情報提供書等を持参し、協力透析医療機関を受診する。
- ⑥ 患者の受診(初診)を受けた協力透析医療機関は、受診報告書(様式6号-1)を作成し、拠点病院の主治医へ報告する。
- ⑦ 患者の受診(初診)を受けた協力透析医療機関は、受診報告書(様式6号-2)を作成し、県へ報告する。



- ① 医療機関は、患者から地域での透析医療の希望を受ける。または、医療機関が患者に対して地域での透析治療が必要と判断し、患者の同意を得る。
- ② 医療機関は、協力透析医療機関紹介依頼書(様式第7-1号)により、協力透析医療機関の選択について県へ依頼(郵送)する。
- ③ 県は、依頼書に基づき、リストから選択した協力透析医療機関へ協力を依頼する。
- ④ 県は、受入可能な協力透析医療機関について、回答書(様式第7-2号)により、医療機関へ通知する。
- ⑤ 県から回答を受けた医療機関は、協力透析医療機関へ患者情報・受診希望日について情報提供を行い、調整する。
- ⑥ 医療機関は患者に対して、診療情報提供書(様式5号)又は同等内容の診療情報提供書を発行する。
- ⑦ 患者は、⑥の診療情報提供書等を持参し、協力透析医療機関を受診する。
- ⑧ 患者の受診(初診)を受けた協力透析医療機関は、受診報告書(様式6号-1)を作成し、医療機関の主治医へ報告する。
- ⑨ 患者の受診(初診)を受けた協力透析医療機関は、受診報告書(様式6号-2)を作成し、県へ報告する。